

2 法改正による取り組みの促進

前述のように、改正労働安全衛生法によりリスクアセスメントの実施が努力義務化されました。これに併せてリスクアセスメントの取り組みを促進するため、事業場の各級管理・監督者の業務やその教育内容等にその内容が必須項目として追加されました。

- (1) 総括安全衛生管理者、安全管理者、衛生管理者等の業務に追加
- (2) 安全・衛生委員会の付議事項に追加
- (3) 安全管理者、職長教育の教育内容に追加
- (4) 機械等の設置に伴う計画届の免除要件として明記

(1) 総括安全衛生管理者、安全管理者、衛生管理者等の業務に追加

労働安全衛生法第10条～第12条に定められた総括安全衛生管理者、安全管理者、衛生管理者の業務としてリスクアセスメント及びその結果に基づき講ずる措置が追加されました。

労働安全衛生法

(総括安全衛生管理者)

第10条 事業者は、政令で定める規模の事業場ごとに、厚生労働省令で定めるところにより、総括安全衛生管理者を選任し、その者に安全管理者、衛生管理者又は第25条の2第2項の規定により技術的事項を管理する者の指揮をさせるとともに、次の業務を統括管理させなければならない。

- (1) 労働者の危険又は健康障害を防止するための措置に関すること。
- (2) 労働者の安全又は衛生のための教育の実施に関すること。
- (3) 健康診断の実施その他健康の保持増進のための措置に関すること。
- (4) 労働災害の原因の調査及び再発防止対策に関すること。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、労働災害を防止するため必要な業務で、厚生労働省令で定めるもの。

2～3 (略)

第25条の2 建設業その他政令で定める業種に属する事業の仕事で、政令で定めるものを行う事業者は、爆発、火災等が生じたことに伴い労働者の救護に関する措置がとられる場合における労働災害の発生を防止するため、次の措置を講じなければならない。

- (1) 労働者の救護に関し必要な機械等の備付け及び管理を行うこと。
- (2) 労働者の救護に関し必要な事項についての訓練を行うこと。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、爆発、火災等に備えて、労働者の救護に関し必要な事項を行うこと。

2 前項に規定する事業者は、厚生労働省令で定める資格を有する者のうちから、厚生労働省令で定めるところにより、同項各号の措置のうち技術的事項を管理する者を選任し、その者に当該技術的事項を管理させなければならない。

労働安全衛生規則

(総括安全衛生管理者が統括管理する業務)

第3条の2 法第10条第1項第5号の厚生労働省令で定める業務は、次のとおりとする。

- (1) 安全衛生に関する方針の表明に関すること。
- (2) 法第28条の2第1項の危険性又は有害性等の調査及びその結果に基づき講ずる措置に関すること。
- (3) 安全衛生に関する計画の作成、実施、評価及び改善に関すること。

労働安全衛生法

(安全管理者)

第11条 事業者は、政令で定める業種及び規模の事業場ごとに、厚生労働省令で定める資格を有する者のうちから、厚生労働省令で定めるところにより、安全管理者を選任し、その者に前条第1項各号の業務（第25条の2第2項の規定により技術的事項を管理する者を選任した場合においては、同条第1項各号の措置に該当するものを除く。）のうち安全に係る技術的事項を管理させなければならない。

2 (略)

(衛生管理者)

第12条 事業者は、政令で定める規模の事業場ごとに、都道府県労働局長の免許を受けた者その他厚生労働省令で定める資格を有する者のうちから、厚生労働省令で定めるところにより、当該事業場の業務の区分に応じて、衛生管理者を選任し、その者に第10条第1項各号の業務（第25条の2第2項の規定により技術的事項を管理する者を選任した場合においては、同条第1項各号の措置に該当するものを除く。）のうち衛生に係る技術的事項を管理させなければならない。

2 (略)

(安全衛生推進者等)

第12条の2 事業者は、第11条第1項の事業場及び前条第1項の事業場以外の事業場で、厚生労働省令で定める規模のものごとに、厚生労働省令で定めるところにより、安全衛生推進者（第11条第1項の政令で定める業種以外の業種の事業場にあつては、衛生推進者）を選任し、その者に第10条第1項各号の業務（第25条の2第2項の規定により技術的事項を管理する者を選任した場合においては、同条第1項各号の措置に該当するものを除くものとし、第11条第1項の政令で定める業種以外の業種の事業場にあつては、衛生に係る業務に限る。）を担当させなければならない。

(2) 安全・衛生委員会の付議事項に追加

労働安全衛生規則第21条、第22条に定められた安全・衛生委員会等の機能を強化するため、その調査付議事項としてリスクアセスメント及びその結果に基づき講ずる措置が追加されました。

労働安全衛生規則

(安全委員会の付議事項)

第21条 法第17条第1項第3号の労働者の危険の防止に関する重要事項には、次の事項が含まれるものとする。

- (1) 安全に関する規程の作成に関すること。
- (2) 法第28条の2第1項の危険性又は有害性等の調査及びその結果に基づき講ずる措置のうち、安全に係るものに関すること。
- (3) 安全衛生に関する計画（安全に係る部分に限る。）の作成、実施、評価及び改善に関すること。
- (4)～(5) (略)

労働安全衛生法

(安全委員会)

第17条 事業者は、政令で定める業種及び規模の事業場ごとに、次の事項を調査審議させ、事業者に対し意見を述べさせるため、安全委員会を設けなければならない。

- (1) 労働者の危険を防止するための基本となるべき対策に関すること。
- (2) 労働災害の原因及び再発防止対策で、安全に係るものに関すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、労働者の危険の防止に関する重要事項2～5 (略)

(衛生委員会の付議事項)

第22条 法第18条第1項第4号の労働者の健康障害の防止及び健康の保持増進に関する重要事項には、次の事項が含まれるものとする。

- (1) 衛生に関する規程の作成に関すること。
- (2) 法第28条の2第1項の危険性又は有害性等の調査及びその結果に基づき講ずる措置のうち、衛生に係るものに関すること。
- (3) 安全衛生に関する計画（衛生に係る部分に限る。）の作成、実施、評価及び改善に関すること。
- (4)～(8) (略)

労働安全衛生法

(衛生委員会)

第18条 事業者は、政令で定める規模の事業場ごとに、次の事項を調査審議させ、事業者に対し意見を述べさせるため、衛生委員会を設けなければならない。

- (1) 労働者の健康障害を防止するための基本となるべき対策に関するこ

- と。
- (2) 労働者の健康の保持増進を図るための基本となるべき対策に関するこ
と。
- (3) 労働災害の原因及び再発防止対策で、衛生に係るものに関するこ
と。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、労働者の健康障害の防止及び健康の保持
増進に関する重要事項
- 2～4 (略)

(3) 安全管理者、職長教育の教育内容に追加

安全管理者とその職務を的確に遂行する実務能力を担保するため、その選任に当
たっては従来の学歴と実務経験に加えて一定の研修を受けることが要件となり、そ
の研修科目にリスクアセスメントに関する内容が含まれました。

また、事業者責任として行わなければならない監督者（職長）の教育科目に追加
されました。

労働安全衛生規則

（安全管理者の資格）

第5条 法第11条第1項の厚生労働省令で定める資格を有する者は、次のとおり
とする。

- (1) 次のいずれかに該当する者で、法第10条第1項各号の業務のうち安全に係
る技術的事項を管理するのに必要な知識についての研修であって厚生労働大
臣が定めるものを修了したもの
- イ (略)
- ロ (略)
- (2) 労働安全コンサルタント
- (3) 前2号に掲げる者のほか、厚生労働大臣が定める者

基発第0224004号 （平成18年2月24日付け）

労働安全衛生規則第5条第1号の厚生労働大臣が
定める研修に係る具体的事項について

1 第1号関係

(1) 安全管理者選任時研修の科目の範囲等

ア 安全管理者選任時研修は、次の表の科目の欄に掲げる研修科目に応じ、そ
れぞれ同表の範囲の欄に掲げる範囲について行われるもの（施行日前に行わ
れるものを含む。）であること。

科 目	範 囲
安全管理	・ 企業経営と安全 ・ 安全管理者の役割と職務 ・ 総合的な安全衛生管理の進め方

	- 安全活動 - 労働災害の原因の調査と再発防止対策
事業場における安全衛生の水準の向上を図ることを目的として事業者が一連の過程を定めて行う自主的活動(危険性又は有害性等の調査及びその結果に基づき講ずる措置を含む。)	<u>危険性又は有害性等の調査及びその結果に基づき講ずる措置</u> - 労働安全衛生マネジメントシステム
安全教育	- 安全教育の実施計画の作成 - 安全教育の方法 - 作業標準の作成と周知
関係法令	労働安全関係法令(労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備に関する法律(昭和60年法律第88号。以下「労働者派遣法」という。)の関係条文を含む。)

イ～ウ 略

(2) 安全管理者選任時研修の科目の一部免除

次の表の免除を受けることができる者の欄に掲げる者については、それぞれ同表の免除する科目の欄に掲げる科目の範囲で、安全管理者選任時研修の一部を免除することができること。

免除を受けることができる者	免除する科目
1 労働災害防止のための業務に従事する者に対する能力向上教育に関する指針(平成元年能力向上教育指針公示第1号)別表1に基づく安全管理者能力向上教育(初任時)を修了した者	安全管理及び安全教育
2 平成12年9月14日付け基発第577号の別添3に基づくリスクアセスメント担当者(製造業等)研修及び平成11年6月11日付け基発第372号の別添2に基づく労働安全衛生マネジメントシステム担当者研修を修了した者	<u>危険性又は有害性等の調査及びその結果に基づき講ずる措置等</u>
3 平成13年3月26日付け基発第177号の別紙1に基づく職長等教育講師養成講座又は別紙3に基づく職長・安全衛生責任者教育講師養成講座を修了した者	安全管理及び安全教育

2～3 略

労働安全衛生規則

(職長等の教育)

第40条 法第60条第3号の厚生労働省令で定める事項は、次のとおりとする。

(1) 法第28条の2第1項の危険性又は有害性等の調査及びその結果に基づき講ずる措置に関すること。

(2)～(3) 略

- 2 法第 60 条の安全又は衛生のための教育は、次の表の上欄に掲げる事項について、同表の下欄に掲げる時間以上行わなければならないものとする。

事 項	時 間
法第 60 条第 1 号に掲げる事項	2 時間
法第 60 条第 2 号に掲げる事項	2.5 時間
前項第 1 号に掲げる事項 (1) 危険性又は有害性等の調査の方法 (2) 危険性又は有害性等の調査の結果に基づき講ずる措置 (3) 設備、作業等の具体的な改善の方法	4 時間
前項第 2 号に掲げる事項	1.5 時間
前項第 3 号に掲げる事項	2 時間

- 3 事業者は、前項の表の上欄に掲げる事項の全部又は一部について十分な知識及び技能を有していると認められる者については、当該事項に関する教育を省略することができる。

労働安全衛生法

第 60 条 事業者は、その事業場の業種が政令で定めるものに該当するときは、新たに職務につくこととなった職長その他の作業中の労働者を直接指導又は監督する者（作業主任者を除く。）に対し、次の事項について、厚生労働省令で定めるところにより、安全又は衛生のための教育を行わなければならない。

- (1) 作業方法の決定及び労働者の配置に関すること。
- (2) 労働者に対する指導又は監督の方法に関すること。
- (3) 前 2 号に掲げるもののほか、労働災害を防止するため必要な事項で、厚生労働省令で定めるもの

- (4) 機械等の設置に伴う計画届の免除要件として明記

事業者の自主的安全衛生活動の取り組みを促進するため、事業場においてリスクアセスメントと労働安全衛生マネジメントシステムを適切に実施しており、一定の安全衛生水準を上回る事業者は、行政機関（所轄労働基準監督署長）の認定を受けることにより、労働安全衛生法第 88 条第 1 項及び第 2 項に基づき一定の建設物や機械の設置・移設等に必要とされる計画の届出義務が免除されます。

労働安全衛生法

（計画の届出等）

第 88 条 事業者は、当該事業場の業種及び規模が政令で定めるものに該当する場合において、当該事業場に係る建設物若しくは機械等（仮設の建設物又は機械等で厚生労働省令で定めるものを除く。）を設置し、若しくは移転し、又はこれらの主要構造部分を変更しようとするときは、その計画を当該工事の開始の日の

30 日前までに、厚生労働省令で定めるところにより、労働基準監督署長に届け出なければならない。ただし、第 28 条の 2 第 1 項に規定する措置その他の厚生労働省令で定める措置を講じているものとして、厚生労働省令で定めるところにより労働基準監督署長が認定した事業者については、この限りでない。

労働安全衛生規則

（法第 88 条第 1 項ただし書の厚生労働省令で定める措置）

第 87 条 法第 88 条第 1 項ただし書（同条第 2 項において準用する場合を含む。）の厚生労働省令で定める措置は、次に掲げる措置とする。

- (1) 法第 28 条の 2 第 1 項の危険性又は有害性等の調査及びその結果に基づき講ずる措置
- (2) 前号に掲げるもののほか、第 24 条の 2 の指針に従って事業者が行う自主的活動